

廃掃法の一部を改正する法律案の閣議決定について



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」について、3月5日(金)に閣議決定され、第174回通常国会に提出されることになりました。

その改正案の概要を以下に示します。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
 - ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
 - ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
 - ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
 - ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。(現行法では、1億円以下の罰金。)
2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
 - ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
 - ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。
3. 廃棄物処理業の優良化の推進等
 - ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
 - ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。
4. 排出抑制の徹底
5. 適正な循環的利用の確保
6. 焼却時の熱利用の促進

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年3月5日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸

